

Translation : Johannes Burkhardt, “Der  
Dreißigjährige Krieg.” (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-12-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 宏二 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00026973">https://doi.org/10.14945/00026973</a>

## ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（1992年）翻訳（2）

Translation: Johannes Burkhardt, “Der Dreißigjährige Krieg.” (2)

伊藤 宏二<sup>i</sup>

Koji ITO

（令和元年12月2日受理）

## 1. 訳者前文

本稿は Johannes Burkhardt, *Der Dreißigjährige Krieg*. (Neue Historische Bibliothek, Frankfurt am Main 1992) より II. *Konstituierungskonflikte* の前半部分、S. 29-50 の翻訳であり、2014年3月に本誌に掲載された同翻訳（1）の続編である。訳者による補足は〔 〕内に示し、原注はアラビア数字で文末にまとめた一方、訳注は脚注としてローマ数字で加えている。人名地名等については、訳者の能力の及ぶ限りで現地音主義に立つことを基本としながら、同じ対象でも主語の立場により例えばアルザスとエルザスを表記し分ける主観主義も併用している。前稿では原語の構文に忠実な訳出に努めようとしたあまり日本語として捉えにくい翻訳も目立った反省から、本稿では原意から逸れない範囲で日本語としての自然な表現になることを心掛けた。同一文献の翻訳でありながら方法に若干の変更がみられること、そしてまた、本来はスウェーデンの普遍主義についても述べられている原書の63頁まで訳出した方がまとまりが良いところであるが、都合により50頁までとなってしまったことも、ここで予めお詫び申し上げたい。

## II. 国家建設抗争 近世国家の組織化のレベルに起因する戦争

近代諸国家体系成立以前のヨーロッパは実際のところどのように組織化されていたのか——大なり小なりの政治的単位から構成されていたのだろうか。[そうした政治的単位の] 真正ではあるが多様に展開された表現は、答えをわかりにくくしているに過ぎないようである。一方には、17・18世紀に至ってもなお政治的行動を正当化し得た、ヨーロッパ的キリスト教世界、帝国（Reich）、世界帝国（Weltmonarchie）をめぐる大統一構想が存在した。もっともそれは、互いに交錯し争い合っていた位階や諸権利、諸要求から緩やかに構成され、むしろ要求されていた大統一であり、十分に組織化された大国ではなかった。もう一方には、極めて多様で小規模な政治的行為能力を有する構成単位、即ちフェーデを行使する貴族、自衛する都市、独自の防衛手段を持って地域的に組織化されたラント等族が存在する。そしてこれら大小の構造体の間に、階級制的な序列・従属関係が、中間的形態、レーエン法や慣習や諸契約に従った優位・従属関係とともに存在した。近代国家の形成過程は、旧ヨーロッパの最終段階が普遍的なものと局地的なもの双方によって同時に構造を規定されていたとみることで初めて完全に理解されよう。

それに対して近代ヨーロッパの諸国家は、生成中の領域国家が時宜に応じた方策を取りつつ

---

<sup>i</sup> 社会科教育系列

まさしく行政のためのものとなっていった中規模レベルの組織体によって構成された。この中規模構造に拠ったからこそ、近代国家の担い手は、大小その他のあらゆる者の忠誠を独占することに広範に成功したのだった。最終的に諸国家の並存を通して、それらの下にあったあらゆる自立的権力といったすべての諸権力が違法とみなされるようになった。

しかしそれは計画されたことではなく、むしろ 17 世紀の戦争の凝集の予期せぬ結果であった。1648 年に浮かび上がった諸国家体系は文字通り、成功裏に発生した小規模組織の承認と特殊帝國的体制の下で挫折した普遍主義的要求の間の妥協であった。しかし次代の諸国家はこうした古くからの大〔帝国〕か小組織かの観念の枠内で選択競争に突入した。

スペイン、フランス、スウェーデンの間では、すでに語られていることではあるが、ヨーロッパにおける普遍国家の優位は、スペインのカトリック王と皇帝の地位を手にするハプスブルク家のものか、それとも北方の興隆王と手を結んだ最も信仰深きフランス王のものか、が再び問題となった。しかしながら、戦争の誘因をもたらしたベーメンとネーデルラントは、自らの法的地位を好戦的に保持し小規模な等族の一地域的合意に由来する他の等族との連合を通じて立ち上がったが、〔前者は〕軍事的挿話としてないし〔後者は〕永久に、ハプスブルク家の普遍的紐帯から解き放たれたのであった。30 年間主戦場となり錯綜した紛争の温床となった帝国は最終的に、普遍主義的支配要求の軽減か等族的な地域的要求の自立かといった近代国家構造の二者択一を通じて国制戦争へ引き入れられ、両者の可能性が試されつつ、両者とも成功を拒まれたのであった。こうした基本型に基づく組み合わせが多数存在した可能性を、この戦争の錯綜した展開が相互に根拠づける。そのことはすでに同時代人が銅版画の中で「迷宮」と刻んでいるし、多数の歴史家が描いてきたことである<sup>1</sup>。評価のわかれる組織レベルに一瞥を加えることで、道は切り開かれるだろう。

## 1. 普遍帝国か個別国家か？

「スペイン蠅粉末」というパンフレットは戦争プロパガンダの強烈な一片である<sup>2</sup>。詳しく説明されてはいない表題は、いわゆる「スパニッシュフライ」を指しているのは明らかで、これは木々を食い散らす害虫であり、粉末状にし、高リスクの薬として、催淫剤として、或いは単に毒として利用されたが、敵陣営側の広大な領域を当てはめているのである。その著者は、名は記載されていないが表紙に「誠実なドイツ愛国者」と記されており、スペイン人と皇帝フェルディナント 2 世、そしてカトリック連盟に反して軍事的にかなり支援を行ってきた。邪悪な意思を警告するために、近世の慣習に従い 100 頁以上にわたって歴史的事例がほぼ独立した形で引き合いに出され、あるスペイン人によるものだけでなくスペイン人の典型的な国民性に帰せられるありとあらゆる政治的陰謀や宗教的干渉、戦時暴力や婦女暴行がリストアップされている。このパンフレットは 1620 年のものだが、それに続くものが多数現れた。1626 年の「Das Teutsche Klopff Drauff〔ドイツ人よ、さあ殴ろう！〕」は、帝国等族に対して、この誌名と共に「共通の敵スペイン人に抵抗しよう」といったあからさまな助言を与えている<sup>3</sup>。

敵の像を自己像同様に典型的な国民性に訴えているのは見逃せないが、あいにく国民国家的な意味においてではなく、普遍主義的な観念の枠内に結びついたままである。すなわち実際に政治的な部分では、スペインの世界帝国がその内側で描かれ「全般帝国 (Generalmonarchie)」ないし「普遍帝国 (Universalmonarchie)」と記されている<sup>4</sup>。しかしドイツの異議は例えば個別国家の権利ではなく、より良く基礎づけられた世界国家を拠り所にしていった。つまり「支配国

(Dominat)」言い換えるとローマ帝国或いは全世界の支配を獲得せんとするスペインの目論見は、すでに〔パンフレットの〕表題にある如く「新たな」帝国や「第5帝国」を築く「蠅粉末」なのであった。

そこには近世においてまさに言語道断といってよい非難が込められてる。それは三重の意味でそういえるのであり、新しい何か、ましてや新しい帝国を欲することは、刷新を知らない時代においてはそれだけで激しく咎められた。しかし第5帝国は、(ダニエル書第2章における) 聖書の夢判断による数の限定に従って4つの世界帝国の順で世界の終焉までにあり得た全き創造的秩序の計画とみなされたに過ぎなかった<sup>5</sup>。なおも存続していた第4の最後の世界帝国であるローマ帝国は、ドイツの歴史像に従えばドイツ人に帰属しており、彼らはそれゆえ「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」や皇帝権にけなげにも固執し、この点ではプロテスタント帝国等族の利害においてさえ同様だった。「蠅粉末」で書かれたように、仮にスペイン人が第5帝国を建設し全世界の皇帝となることを夢見たとしても、そのことはダニエルの夢判断で予見されていない<sup>6</sup>。したがってドイツ人に訴えているあらゆる著作に通じているのは、スペインのいかなる計画にも抵抗し、神が授けた「第4のしかも最後の帝国」とともに「ドイツの評判とローマ皇帝権」を維持すべし、というものだった<sup>7</sup>。スペイン人の「蠅粉末的策動」に対する民族主義的・普遍主義的非難は、イエズス会士の「極めて有害な野禽」をも想起させる機会を与え、宣伝色でますます色濃く覆われるようになっていった<sup>8</sup>。

しかしながら、スペイン人が実際に世界支配の意味で帝国を公言していたことを考慮するならば、根拠のないプロパガンダのみが問題なのだ。巨大な影響を及ぼす第5帝国の観念自体、ほかでもないトマス・カンパネラによって、三十年戦争のちょうど開始の年に印刷された翻訳の中で、肯定的に宣伝されている<sup>9</sup>。それに対して唱えられた異議は、差し当たっては普遍主義的要求が理由ではなく、誤った国民がそれを唱え、〔ドイツ人〕自らのそれが拒まれていることに対してであった。帝国等族的・プロテスタント的な「蠅粉末」自体、普遍主義的利害に対する地域的利害というわけではなく、別の形に対抗した一つの普遍主義的要求であった。

しかし三十年戦争のひな型は相対する敵対者の間で繰り返し打ち込まれた。後の時代にヨーロッパ諸国家の並存が基本状態とみなされたとしても、17世紀の政治理念は実際なおもヨーロッパ的な普遍主義的階層性に傾いていた。そこでの頂点の地位は争われたり、不正に占めたり、空位だったりし得るものだが、敵対者をそこから遠ざけて自ら要求することで、その地位に組み込まれ再度占有することができるものだった。生成中の諸国家体系はいまだ最終的に理解されておらず、無秩序やヨーロッパにおける首位者不在期とみなされた。多くの人々にとって普遍主義的位階秩序を回復するという要求は重要であった。膨大に見出せる一連の権原や標語から、17世紀においてこうした普遍主義的支配要求が活発であったと考えられる。

インペリウムに基づく普遍主義的要求はローマ帝国とその皇帝権に基礎づけられるが、それはカール大帝及びオットー諸帝による更新後、ほぼドイツの選挙王制と結びついてきたものだった。教皇によって戴冠された教会の保護者として、控えめに見ても他の支配者に比べて優先される地位にあったが、教皇との距離が遠ざかるに従って、皇帝の地位も平準化されていった。コンスタンティノーブル陥落による東ローマとの競合の終焉及び旧ローマ時代の諸皇帝と帝政の人文主義的復興が、まさに逆向きの傾向を解放した。スペイン王の取り巻きが1519年に、皇帝候補者はドイツのあらゆる問題に巻き込まれねばならないのか熟慮した際、ガッティ

ナーラ<sup>ii</sup>は帝権こそ世界支配のための最良の権限だと指摘して、未来の皇帝カール5世を納得させたのであった<sup>10</sup>。フランソワ1世からルイ14世に至るまでのフランス王が繰り返しドイツの選帝侯に皇帝選挙に名乗りを上げたことは、19世紀の歴史家たちのようにフランスによるドイツ内政問題への干渉として拒絶反応を示すよりも、この普遍的称号によってヨーロッパにおける第1位を認めさせようとした試みと評価すべきであろう。三十年戦争時においてもなお、枢機卿リシュリューはケルンの聖界選帝侯を得ることで彼の王が皇帝の座を得る助けになると真剣に計画していた。「蠅粉末」で言及された四世界帝国論に従えば、ドイツ国民の神聖ローマ帝国の存在は名目上最後の普遍国家として、彼らに差し迫る終末の前に世界の存在を保証するものだったが、半ば宗教的に由来しはるか17世紀にも達していた不明確な世界終末論における皇帝-帝国待望論の系統論的な頂点に過ぎなかった。

「帝国 (*Monarchie*)」は一つの普遍概念であり、今日の我々はそれを国家の統治形態として、ほかの国家と並存する君主政体 (*Monarchie*) として理解するが、ヨーロッパにおいては全く文字通りの「単一支配」であり、世界を意味し得るものだった。皇帝マクシミリアン1世の「世界の長 (*caput rerum*)」としての賛辞から、一義的に内政的に実現された絶対主義的支配形態に至るまで、例えば1665年にデンマーク王が「諸地域における最も偉大で最高の長」として等族たちから献辞を受けたように、このことはすべてを包括的に関連付けて共鳴している<sup>11</sup>。1600年頃にスペインで帝国について語る者や、1700年頃にフランスで王について語る者は、しばしばそれが複数形では概念も事実も与えられ得ないかのように扱った。異なる諸王国の存在が見通せるかどうか怪しかったにもかかわらず、「普遍帝国」の概念は包括的な帝国概念へと明確化されるようになり、それは特にカール5世の政治綱領から知られている<sup>12</sup>。ポスバッハはこの16~17世紀の中心的政治概念についてモノグラフを献じ、皇帝権の要求や概念について、肯定的な政治秩序概念として解明したのと同様に、プロパガンダ的な罵倒用語としても用いられたことも示している。三十年戦争において「普遍帝国」は圧倒的にスペインに当てはめられ、「蠅粉末」におけるように否定的に用いられたが、ほかの国々も良くも悪くもそう呼ばれていた<sup>13</sup>。しかしこの観念を完全に汲み取るためには、さらに別の概念を考慮に入れなければならない。

十字軍時代や対トルコ戦争以来17世紀においてもなお団結的な政治的統一として知られた「キリスト教共同体」は、また別の前期的・超国家的な中心概念の一つだった。「キリスト教」について語る者は、皇帝権の要求と並んで別の2つの指導要求、すなわち教皇権及びフランス王権についても話題とした<sup>14</sup>。教皇はすべてのキリスト者君侯の「共通の父」として自らを飾り立て、神の国の地位とともに仲裁裁判的な上位権要求を所有していたが、ローマのみをキリストの体として承認したカトリック君侯は、ヨーロッパ政治にとってますます基盤が弱まっていることが明らかになっていた<sup>15</sup>。しかしフランス王は入念に洗練された「最も信仰深き王 (*roi très chretienne*)」の称号とともに、キリスト教共同体における第一位<sup>iii</sup>を要求した。「教会の長子」といったフランス王を優先・優位に置く他の常套句もそれと一致している。

<sup>ii</sup> メルクリーノ・ディ・ガッティナーラ (*Mercurino Arborio di Gattinara, 1465-1530*)。北イタリアのピエモンテにあるガッティナーラ出身。皇帝マクシミリアン1世の長女マルグリット・ドートリッシュの夫サヴォイ公フィリベルト2世の法律顧問を機に後にカール5世に仕えて官房長官となり、1529年には枢機卿になった。

<sup>iii</sup> 原文で *A-Position* とあるが、アルファベットの *A* が最初に登場することから本文の通り訳

一連の普遍主義的諸概念と包括的な支配称号は確かに依然として存在していたが、互いに競合し合い、17世紀にはすでに浸食・収縮過程に入っていた。にもかかわらず、それらは個別国家の支配要求よりも、合法的でプロパガンダ的な申し立てとしてより一層適していた。その際それが真の動機か単なる正当化なのかという問題は、いかなる正当化の可能性もそれを利用する動機を提供するので、真の選択肢とならなかった。お粗末なプロパガンダのみを信じるのでなく、その行為が問題なのである。

三十年戦争でそうした権原を支えにしてヨーロッパでの第一位の要求を達成しようとしたのは3か国であった。即ち、スペイン帝国と皇帝権に結び付いたハプスブルク家、最も信仰深きフランス王、スウェーデン-ゴート主義的北方の成功王である。これら三国は最近ドイツの歴史家たちが見出したものだが、それぞれが依拠する立場のむしろ個別国家的な要求の弁明的な解釈として登場したのは興味深い<sup>16</sup>。エバーハルト・シュトラウプはドイツの歴史叙述において長い間ほとんど親しまれなかったスペイン王朝の称号の観点から、ヨーロッパの平和的秩序の防衛的な構想として普遍主義的な工程表を明らかにした。フランス向けの歴史家たちの間でとりわけヘルマン・ヴェーバーは、決して民族主義的なフランスの国家理性に埋没したわけではないリシュリューの政治理念に多義性を認め、全ヨーロッパに責任を負う指導的な王権の保護義務としてフランス介入主義に接近しようとしている。他方またバルディオはスウェーデンの普遍主義的な試みを正当化しようとし、「世襲的な」ハプスブルク家とその所領の不正に対して、ヨーロッパにおける貴族主義的「自由な」国制権のための一種の十字軍と表現した。

三者すべての著者たちは、それぞれが依拠する歴史叙述の立場に照らして旧世界の理念の平和と自由の法的観点を実際に指摘している限りで正しいが、意見を異にする者からはあまり気前よく認められるようなものではなかった<sup>17</sup>。ショアマンがまさにこれら三国の戦争目的に関する比較研究において指摘した交換可能な権力政治上の帰結も考慮されるべきである<sup>18</sup>。それぞれ異なり良いものと悪いものの普遍主義的要求ではなく、まさに類似してはいるが互いに排除し合う要求の競合、ないし同一の普遍的秩序の競合的主張は、本来追求されるべき戦争促進的な構造的与件であった。

### ハプスブルク

「ハプスブルク」の氏族名を称する家門は15世紀以降「オーストリア家 Haus Österreich」と呼ばれ、後に「Casa d'Austria」の呼称がスペイン家系に転用された。地域的な制約を呈していることからはるかにかけ離れているけれども、皇帝フリードリヒ3世の標語によれば、全世界を支配するのはオーストリアであるという考えであった。彼の後継者は領土だけでなく権原の収集にも尽力した。マクシミリアン1世は選挙されたドイツ王だが教皇による戴冠はなく、最終的に自らを皇帝に任命し、ビザンツ皇帝と教皇自身になる計画を胸に抱いた。それは空想的な計画とみなされるが、フランス文化圏のブルグントで成長した彼の孫、ネーデルラントの支配者にしてスペイン連合王国の同君連合にあり、オーストリア・ベーメン・ハンガリーを治める家の長が、ドイツの選帝侯によって皇帝に選ばれようとしたことも同様に空想的であった。しかしカール5世はまさに成功した。それによって地位と権力の点でヨーロッパにおける頂点の座を占めたので、ほとんど隙の無い支配となり、総督職や家門の協力がその実現化のために

---

出した。

必要不可欠となった。カール5世は普遍主義的皇帝政策と王朝利害的政策のどちらを追求したのかといったかつての歴史家論争は、むしろ王朝が普遍主義的要求の担い手となるという認識を無視していた<sup>19</sup>。皇帝マクシミリアン[1世]周辺の歴史叙述からすでに裏付けられたことは、普遍主義と皇帝権もハプスブルク家の地位と古さに由来する氏族信奉 (Ansippung) の助けによって導き出されたということである<sup>20</sup>。

しかし王朝として世界帝国をどのように統治するのだろうか。家系の分離は紛争の結果というより作業の分割であった。カール[5世]の兄弟フェルディナンドによって基礎づけられたドイツ系は、とりわけ発祥地オーストリアとハンガリー、ベーメン及びそれらの近隣を統治し、ドイツの選帝侯に受け入れられた側として、以後も同家に皇帝権を確保した。カールの子フェリペ2世に始まるスペイン系は、西ヨーロッパと新世界で覇権を奮い、スペイン帝国のより効率的で強大な経済的・軍事的地位に基礎をおいていた。しかし後者は16世紀末葉以降スペイン普遍帝国の浸食過程を開く失敗と没落に耐えねばならなかった。即ち、不幸な過程に終わったイングランドとの海戦、新たに形成されたフランスとの競合、そして1609年には休戦を認めねばならなかったネーデルラントに領有する諸州の独立である。

しかしこの危機はスペインの国民国家的制約をまだ導いたわけではなく、新たな普遍主義的滑走への政治的困惑の段階に向かわしめた。17世紀に追求された「オーストリアの平和」は基本的に防衛的で現実政治上頑迷だったわけではなかったが、それでも前提は古い普遍主義的価値の維持ないし復旧であった。例えば、諸国民の階層的秩序なしに平和は決してもたらされ得ず、それに最も有益なのは、すでに確立したほど良いスペインの優位に留まることであろう、という論拠が力説されていた<sup>21</sup>。特に「名声」の重視は観念上部分的にはスペインの伝統的要素に遡り、帝国 (monarquia) の語義が比類なく強調され、カスティーリャアラゴン二重王国の「カトリック両王」の称号は、政治的に包括的な意味で「普遍的」と解釈された。さらにはローマの理念やとりわけゴートの理念に依拠してイベリア半島に建設された神の国と結びつけられ、信仰上のカトリックの先駆者の伝統にも遡っていたのだ<sup>22</sup>。

かくして普遍主義の重荷がスペイン側にも移された時、スペイン指導部は同時に皇帝—ドイツ側との結びつきを再活性化することを強く求めた。ほかのあらゆる紛糾は別として、三十年戦争は当初から、皇帝と協力して崩壊しつつあるハプスブルク家の普遍的地位を回復せんとするスペインの試みによって下塗りされていた。

新たな契約が始まった。フェルディナンド・フォン・シュタイアーマルクは将来のドイツ系の長にして皇帝候補者としてオーストリア諸大公の中でも際立っていることがわかった。その際従兄弟のスペイン王は同家の慣行と独自の世襲称号に従って意義深い言葉を述べることとなった。1617年3月20日に将来の戦争皇帝フェルディナンド2世はスペイン使節オニャーテ伯と彼の権力の道への障害を除く秘密協定を結ぶことができたのだ。フェリペ3世はドイツ系とフェルディナンドに有利になるように世襲権に基づく要求に関する様々な留保を放棄した。補償としてフェルディナンドはフェリペにエルザスと若干のイタリア・レーエンにおける支配権を与える約束をした。潜在的な敵であるネーデルラントとフランスを顧慮すればライン地方での存在感を強化することは、スペインの利害にとって確かに悪いことではなかった。特にザヴォイ—ブルグント—ラインを経由したジェノバとフランドル間の古くからの連絡路が近年遮断されていたため、左手の先方でフランス南部に接し、北方では右手にまだ破られていないプファルツ選帝侯領が位置していたので、エルザスは交通の支点とみなされたからである<sup>23</sup>。し

かしながら、研究上「帝国の道 (camino imperial)」ないし「スペイン街道」として知られた既定の軍用補給路に有利となる政治綱領は、まさしくスペイン側にのみ限られた条件で利用可能であったように見える<sup>24</sup>。オニャーテ協定の決定的な点は別のところにある。それぞれの相手方に継承戦争のための十分な根拠が互いに存在する場合、両系の宗家の代表は共同の政治的基盤の上に一致することとなり、それが多くの困難や動揺にもかかわらずほぼ 30 年にわたる共通行動の根拠となったのであった。

家門政策の一致が更新されたことで何が始められたのだろうか。差し当たっては直轄領の安定化と周辺部で崩壊しかかっている地域を普遍王朝に保持することが試みられた。その最初の始まりとなったのは 1618 年に焦眉の事件が生じていたベーメンであり、人目を引いた状況の中でオーストリア家から失われつつあったように思われた<sup>25</sup>。かつて皇帝の宮廷に使節として派遣されたドン・バルタザール・デ・スニガがスペインで政策決定に大きな発言力を有し、プラハ城窓外放出事件とその不幸な結末についてマドリッドに知らせを持ち帰ったことは、好都合であった。ウィーンから急報され、スニガの後釜使節となったオニャーテ伯に駆り立てられて、スニガの下で国家評議会と国王は介入を決定し、それを迅速に拡大した。最初はまだ和議についても勧告することになったが、同時に 20 万ドゥカートが送られ、すぐにもう一度 60 万ドゥカートが送られた。さらに詳しく観察すると、フランドル出身のブクロワ指揮下の初期の「皇帝」軍は、軍事的ノウハウや資金調達、傭兵の点で、ほぼ大部分がスペインの戦争であったことがわかる。ついにはスピノーラ麾下のスペイン正規艦隊がプファルツの牽制攻撃を行い、ベーメン対立王の本国の占領が終わる頃にはとうとう参戦した。

マドリッドとウィーンの間と同様スペイン指導部内で意見の食い違いが襲ったのは、介入の形や戦術、進度に関してであって、事件そのものやその理由付けではなかった。スペイン国家評議会は同意の結果として皇帝権を喪失することを当初危惧し、フェルディナンドの選出後、王冠が再び「オーストリア家に確保される」という自己の利害の点でも安堵の息をついた<sup>26</sup>。仮にオーストリア家なしドイツ全体を失うならば、イタリア、ブルグント、フランドルを包含する帝国をスペインもまた維持し得なかった。とりわけ分家に対するベーメンの「反乱」は、その反ハプスブルク的な結末と共に世界帝国の自負心の問題としても立ち現れ、その出発点はヨーロッパにおける家門全体の地位に対する反作用でもあったに違いなかった<sup>27</sup>。スペインの関与は既にベーメン-プファルツ戦争から始まっており、その結果三十年戦争は初めから王朝的普遍主義の表れであった。

しかしながらベーメンの蜂起と共に目の前の事件から引き出された決着はまた別の予選に過ぎなかった。ヨーロッパ全体が、1609 年に 12 年の休戦によってしか中断されていなかった、スペイン普遍帝国とそれに反逆したネーデルラント諸州との戦争再開を待ち構えていた。ネーデルラントは戦闘停止中、とりわけ海上と海外では、可能な場所でスペインを害そうとしたので、マドリッドにとって承服しかねる休戦であった<sup>28</sup>。そうでなくとも休戦が満期となるため誰もがそのように見ている 1621 年という年は、それ以上にスペインにおいて政府と世代の交代の年であった。フェリペ 4 世が王冠を受け継ぎ、今なおスペイン史上に刻まれている時代の代表者たる 2 人の重要な人事を決定した。一方で彼はヴェラスケスを後援したが、この要求は、ヨーロッパ第一の宮廷の威厳だけでなくその生活の破滅も、今日まで人々を魅了する後世の絵画の中へ伝えることとなった。他方で彼は甥でスニガの政治的後継者であるオリバーレス伯に、1622 年から 1643 年までふさわしい政治を行わせた。それは対内的には非カスティーリャ地域

をより強固に統合して帝国政治へ関与させることを目的とし、より効果的な軍事的結合を意図した改革政策であった<sup>29</sup>。というのも帝国の衰退が認識され、その回復こそ——スペインの政策観念における「衰退」から古き「名声」に至る——基本政策だったからだ<sup>30</sup>。古き資格に基づきスペインの特殊な地位に有利となる政治秩序の完璧な普遍主義的症候群が、いまや政治と一体化し、戦争決定と共生するようになった。今日の研究では、オリバーレスは恐らく40年代以降失った諸地域を再度回復できるとは真剣に考えておらず、それらと有利な条件で国家間条約を手に入れようとしていたと仮定する傾向にあるが<sup>31</sup>、当時の状況では選択肢としてあり得なかった。ハプスブルク普遍主義へのネーデルラントの最低限漸次的な再結合も、程度は移ろいやすい勝利の女神に左右されるが重要な問題であったのだ。

戦況は好転し、スペイン軍の「奇跡の年」1625年、とりわけスピノーラによる城塞都市ブレダの占領以後、成功がもたらされたように思われたが、これが「驚異の年 (annus mirabilis)」と顕著に示されたことは、こうした戦勝が通例にはならないだろうことを予感させた。ヴェラスケスが10年後にこの華々しい絶頂期の名高い歴史的絵画を描いたとき、この勝利は何か郷愁めいたものになっていた<sup>32</sup>。都市の鍵を彼に差し出したオランダ人が跪こうとしているのを遮っている画上のスピノーラの宥和的なジェスチャーは、この時にはもう、かつての「反乱者」を先取りして独立へと解放しているかのように見える。すでに亡くなっていた将軍は実際早くからスペインの和平派に属していた。しかしながら長い間、交渉、探り、秘密協議で、ネーデルラントの自立を認めながらスペインの高権も承認する方法での追求が一つの役割を果たした。例えば1627年には、スペイン王のための「永久保護者」の称号と象徴的な程度の租税、使節権の制限について話し合われた<sup>33</sup>。主権国家間の世界では中途半端な効果しかないことが、中央から周縁まで等級づけられた世界支配の見取り図の中では一貫して意味を与えられた。しかし逆にネーデルラント側はスペインの支配欲を論駁し、イギリスやデンマーク、フランスとの同盟契約の中に、スペインは世界の平和維持のその支配義務を満たさず争いと不一致ばかり引き起こしていると、自ら書いて回った<sup>34</sup>。スペイン普遍主義に対する戦いは、大部分は無論その原理に対するものではなく、他者によるその「不信」に対するものであって、それ自体が互いに劣らず好戦的なヨーロッパの反対者同士の統合要素となり、さらに続く戦争の過程と最終的には歴史の道を規定したのであった。

スペインの歴史的チャンスはオリバーレスによって繰り返し説き勧められた家門合同の中に置かれていた。スペインがベーメンの反乱に対してオーストリアを助けたように、皇帝はいまやネーデルラントの反乱者に対してスペインも助けられるというのが論拠だった。いかなる場合も両家がかたれることはない、スペイン人は困難な状況においても強調した<sup>35</sup>。ブルグントにおけるスペインの帝国等族資格は、帝国援助にも義務付けられていた点で帝国でも受け入れられていたが、推定上の世界帝国自身が援助を必要とする帝国成員として軽んじられるような権利構造は、帝国ではほとんど受け入れられなかった<sup>36</sup>。ネーデルラントにおける皇帝と帝国の直接介入について考えられることはなかった。ヴァレンシュタイン麾下の北ドイツにおける皇帝軍の成功は確かにスペインの目的に有利となった。しかしながら、スペインと帝国の正式な軍事同盟の計画も、オランダを損ねるためのバルト海支配確立のための海事計画も結果を生まなかった。

ハプスブルク家によって刻まれた普遍秩序としての「オーストリアの平和」の失敗の実際理由は、自陣営における不可避の摩耗ではなかった。確かに皇帝のスペイン寄りの関与は帝国

の公的意見にヴァレンシュタイン同様マクシミリアン・フォン・バイエルンが口にしたような批判を招いて、さらに適切な機会に当時のスペイン使節や皇帝の日記係ケーフェンヒラーは、1641年に「我らドイツ人は」はドイツ的であらねばならぬが、かの者は「スペイン的でロマン的」であり続けると公表させたのだった<sup>37</sup>。しかし皇帝側もいかなる負担にもかかわらず家門合同に固執し、家門全体を利する和平の締結を考えていたはずであった。和平交渉では初めから皇帝がスペイン王の利害と「分離される」ようないかなる要求もきっぱりと拒絶され、その際、親戚家門であることと帝国成員資格のみならず、スペイン王は皇帝に「この戦争で極めて忠実に協力し」たことも引き合いに出された<sup>38</sup>。ヴェストファーレン講和会議における皇帝の全権使節トラウトマンズドルフ伯は、帝国における晩年の絶望的な戦況の中エルザスとラインにおける妥協の達成を求め、スペイン使節ペニャランダはスペイン＝フラムの利害においてこれを妨げようとし、両者の間で一触即発の状況に陥り、最終的に互いに非難し、分離路線に行き着いた——「分離が導入された (*introducendo la división*)」<sup>39</sup>。しかしこれと同時に、依然として家門合同を最高の財産とみなす強烈な非難と責任転嫁も存在した。皇帝は1646年末に至ってもまだ、あらゆる平和準備に向けて次のようにはっきり述べている。「分離した和平締結に関わることに、朕はスペインとの同時の締結こそ無条件であると言うに止めおこう」と<sup>40</sup>。最終的に異なる結果となり王朝的普遍主義と共に家門連合も粉砕されたとすれば、それはとりわけヨーロッパの競争相手フランスの再興によって強制されたものであった。

## フランス

16世紀にフランス王国は「ヨーロッパをめぐる決闘」(Lutz)に敗れた<sup>41</sup>。なるほど「最も信仰深き王」自身は、カール5世の同君連合の時代ですら、敵である統一ハプスブルクに対して耐え抜くことができた。しかし1559年の馬上槍試合の事故によるアンリ2世の思いがけない死後「最も信仰深き王」のヨーロッパの地位をめぐる対決は地域紛争へと縮小し、そこではどの信仰を持った貴族一党が摂政政治に決定的影響を行使するかが問題となった。8次にわたる王位継承・等族間戦争、それは宗教戦争でもあり或いは必ずしも適切ではないが市民戦争ともみなされるが、そこでフランスはヨーロッパの首位の座をめぐる主体的競争者から一旦除外されたのであった。

アンリ4世とその権力政治上の妥協的党派〔いわゆるポリティーク派〕の興隆とともに、フランスは競争相手として戻ってきた。抗争中の諸教派に対して1598年ナントの勅令で明示された王権の仲裁者的態度表明と、「神の代理人」から国民の保護機能に至る並々ならぬ支配の正当化の育成は、絶対主義的国家建設と内政行為の正当化の前史に確かにふさわしい<sup>42</sup>。にもかかわらず「キリスト教世界の仲裁者」の如き保護権や称号は、後にリシュリュー政治が直接手を出すことにもなる「ヨーロッパ的次元をも」含んでいた<sup>43</sup>。包括的にこの恣意的な要求が再考され得たように、「アンリ4世の大計画」即ち王の死後首席大臣シュリーによってその備忘録の中で描写されたフランスを模範とするヨーロッパ平和秩序構想は、あらゆる事後的な様式化を加えながら実践政治で普遍主義が中心概念であったことを知らしめている。ハプスブルクに対する新たな出兵はユーリヒ＝クレーフェをめぐる継承争いを機にすでに決定事項であり、1610年にアンリ4世が暗殺者の犠牲になった時、ドイツの教派の紛争と絡み合った新たな普遍闘争となったのだった。三十年戦争はひとまず持ち越された。それは差し当たり全く別のものとして始まり、1635年まで全く別の戦争であり続けた。しかしそれは1624年以降の首

席大臣リシュリューの非公式な立場が公式の側に立ったに過ぎない。新たに出版された諸文書の中で目を引くのは、ハプスブルクの絶対的普遍的支配への懸念は初めから公法学におけるだけでなく、リシュリュー周辺的外交文書においても蔓延しており、帝国におけるフランスの敵に対する手段が講じられていたのだった<sup>43a</sup>。

リシュリューの政治綱領はオリバーレスのそれと衝突したが、それは両者が異なるというからではなく、極めて似通っていたからである。片や〔スペインは〕「名声 (reputación)」を重視し、他方〔フランス〕は「声望 (réputation)」を求めた<sup>44</sup>。一方の王にとっては「世界の長」たらしめることが重要であり、もう一方にとっては「キリスト教世界の全カトリック貴族の長」にして「ヨーロッパの最も偉大な支配者」或いは単純に「世界で最も偉大な支配者」とみなされねばならなかった<sup>45</sup>。スペイン王がネーデルラントに対して長い間固執していた保護権は、要するにフランスが帝国政治に口を出し帝国等族に有利になるよう介入する根拠となる権原であった<sup>46</sup>。専門家の国内向けの意見は混同するほど似通っており、敵を貶めることで自らの普遍主義の尊厳を示すプロパガンダを競い合った。「カトリック」王と「最も信深き」王の宗教的正当化は、スペインにおけるアリウス派ゴート人やモリスコ、ユダヤ人から、フランスにおけるユグノーやアンリ 4 世の疑わしい改宗まで、その都度互いに異端の歴史を持ち出して非難し合ったので、疑問視された<sup>47</sup>。歴史に基づく実証的な正当化としてフランス公法学者はスペインのゴート文化に大ガリアやカール大帝をも対置してみせたが、結局のところどれも古代の帝国の伝統それ自体を再請求するだけだった。スペインの秩序は相手よりも平和的であったとみえるし、フランスは自由であったといえる点で、異なる強調点が存在していたが<sup>48</sup>、しかしそれは転換可能であったし、むしろ戦術の問題であり、権力政治上出口が異なる立場に置かれていた。普遍主義的宣伝家の一人カンパネッラが陣営を変えた時、彼はその政治的構想を全く変更する必要がなかったのである。彼は 1634 年にフランスの保護下で、フランスがいまや神から使命を授かったキリスト教世界の指導者であると宣言したのを、スペインは拒絶した<sup>49</sup>。

フランスの普遍主義的要求はしかし、時代特有の思考形式としてはほとんど知られておらず、今日国際的にはリシュリューの理想とする政治世界を理解する途方もなく根気強い努力が続けられているが、三十年戦争においても即座に単純に競争相手ハプスブルクとの抗争を意味したわけではなかった。差し当たり重要だったのは、自らの直接的な権力範囲に王権を確保し、行財政の状況を改善し、ユグノーと等族の抵抗力を抑制することであった。そのためスペインとの可もなく不可もない関係がまずもって有益であり、1627 年のユグノーの城塞ラ・ロシュェルの包囲にはスペインの軍艦も参戦した。それに加えて枢機卿職にある首席大臣がその王を宗教的な意味でキリスト教世界で最善の王としても表現しようとしたことは、対抗宗教改革の時代には教派政治的参与を意味したが、その中でむしろハプスブルク家に立ち向かうのではなく上回ろうとしたのだった。三十年戦争の信仰上の正当化の問題は独特な考察を必要としたが、すでに指摘された通り、あらゆる行動の選択の長短を吟味し尽くしたリシュリューの判断は、正反対の党派に味方する介入も歴史的には有効となることも含めて考え、頻繁に妥協を求めたのだった。ハプスブルクの敵の支援が帝国においてハプスブルクの地位に対抗することなく優勢になる、という標語が長い間聞こえてくるほどであった。一義的にはもはや独立したハプスブルクーフランス抗争ではなく、独自の普遍的地位の慎重な建設であった。

しかしながらフランスとスペインの戦争はゆっくりととめどなく造成された。差し当たり完

全な説明とは言えないまでも、地図が確信を与えてくれる。文字通りハプスブルクの包囲による地政形而上学と自然国境は、閉鎖された複合的国家の中にとようやくちょうど考え始めた時期には、後世の歴史家が心配したような役割はまだ果たしていなかった<sup>50</sup>。他方でアルプスライン経由の「スペイン街道」は、陸路と水路の退避路が絶えず存在しその確保がスペイン政策の最終目的ではなかったにせよ、「定型的な歴史家たちすべての神経痛」のみならず、実際の軍事技術的で交通史上の問題を際立たせた<sup>51</sup>。

とりわけリシュリューはその所見において、スペインーフランス間の戦略可能性をイタリアーライン間ではっきりと熟慮していた。ここでの第一の気持ちはネーデルラントに対するスペインの補給ではなく、逆にイタリアに向けたアルプスへの通路だった。リシュリューは例えば、たいいていの場合サヴォワ経由となるフランスの道と、フランドルの補給物資をそこへ運ぶスペインの可能性を比較し、どうすればフランスを優位にしてスペインを妨害できるか熟考した<sup>52</sup>。次の気持ちはライン峡道、すなわち南北連絡の繋ぎ目にして帝国への足場であった。その結果綱領的に先鋭化したフランスの通行政策は、道路、出入路、小道、侵入口を開放するため、戦略的に重要な場所、要塞、拠点、橋頭堡の獲得を求めようになった。初期の併合主義的疑いのあるフランスの政策は、それによってまさに領域整理や土地の獲得、国家的意味でのフランスへの接合を追求したのではなく、介入と支配の可能性を求めて政治的に緩やかな高権・保護関係に甘んじたただけであったことが指摘されてきた<sup>53</sup>。それ自体は全く正しいが、事はそこにとどまらずより重大である。リシュリューは強力な国民国家フランスの建設で満足したわけではなく、それはせいぜい帝国計画への道の第一歩というところであった。かつての伝統的なイタリアの掌握と帝国での介入はこの徴候の下でも見て取ることができる。

ドイツの事件史的観点から見た三十年戦争の描写においてフランスは 1635 年までほとんど現れないが、すでにこの段階で「隠蔽戦争」ないし「代理戦争」を行っていた。リシュリューは初めからハプスブルクの敵対者を協定で奮起させ、例えば 1624 年にはネーデルラント、その後デンマーク、最後にスウェーデン王を援助金で支援しており、傭兵の時代においてそれは援軍提供の域よりもかろうじて下に位置するに過ぎなかった。戦争は北ヨーロッパにおいてのみ隠蔽されただけで、ヴァルテリーナ、サヴォワ、ロレーヌに向けて、すでに 1624 年から 1626 年、1628 年から 1631 年、1632 年から 1634 年と、フランスは反ハプスブルクの首脳らと共に出兵していた。[その中で] 最重要な抗争は、両国とも実際に直接相続するものはほとんどなかったにもかかわらず、1628 年に良好なバランス関係を終焉させたマントヴァ継承戦争であった。しかしマントヴァ公が死亡した時、三十年戦争は上イタリアに達していた。というのも最有力の継承権を有する候補者シャルル・ド・ヌヴェールがフランスの後援を得てマントヴァで地歩を固めたからであった。驚愕したスペインは隣国モンフェラートを占領すればミラノはより安全になると考えた。皇帝は最終的に帝国のレーエン高権を担ぎ出してスペインの利益となるようドイツの戦場から軍隊を転進させた。しかしフランス王は利害地域と城塞基地カザーレ、スーザ、ピネローロをめぐる軍事的・外交的闘争で上首尾を収めてみせた。全ての者が再び退去し 1631 年ケラスコの和平で妥協が確定した時、フランスはその永続的な影響力を隣接したサヴォワで築いていた。

それと関連して、帝国レーエン関係とスペインの影響からロレーヌを切り離してフランス王に従属させることは、3 度の介入の後も十分に機は熟していなかった。すでにそれとともにフランスは従属的な隣国の輪を生み出す介入政策を目標として帝国とラインに接近していた。し

かしとりわけフランスのライン政策はトリーア選帝侯領から始まり、選帝侯フィリップ・クリストフ・フォン・ゼーテルンを保護下に置くか従わせ、同選帝侯はシュパイアー司教でもあったので、最終的にライン地方の要塞コブレンツ、エーレンブライトシュタイン、フィリップスブルクにフランス駐留軍を置くことができたのであった。それにアルザスでの保護協定が加わった。保護・通行政策はフランスの普遍主義的地位の再建に優れて適合しており、1630年代半ばのこの時期こそ、フランス内でシャルルマーニュ時代の旧ガリアやアウグストゥスの新時代について語られ始めたのであった<sup>54</sup>。しかしそれはやはり大戦なくしては手に届かなかった。

その競合がすでに三十年戦争の諸抗争全体の運命を左右し下塗りすることになった推定普遍主義国家間の公的な戦争の勃発は、本来どちらの側からも促進されなかったが、しかし結局どちらの側もその要求を放棄するようなことはなく、もはや避け難かった。最終的にフランスによって宣言された戦争の誘因と関わったことは、3領域にわたる要求の中で議論され、そのどれもが単独で戦争の理由として十分であるとされた。第一に、1634年8月以来王は戦争を選択肢に入れ、ネーデルラントとの協定と軍備を進めたのに続いて、不測の事態に備えられる程度の自由裁量をリシュリューに与えたが、彼は依然として躊躇し交渉を行った<sup>55</sup>。第二に、1635年にスペイン軍は再度フィリップスブルクを奪還し、フランスが後援した〔トリーア〕選帝侯を捕虜にすることができた。フランスの宣戦布告文はそこから生じた援助義務を強調したが、彼の保護を保証している普遍主義国家にとってそのことは決して口実だけに留まらなかった<sup>56</sup>。そして第三に、統一ハプスブルクがネルトリンゲンの会戦でスウェーデンに対して決定的な成果を帝国内で収めた結果、もしフランスが介入しなければハプスブルク家は三十年戦争で勝利を収めたのも同然となった<sup>57</sup>。30年代に両陣営の脇で展開され戦争の解釈を準備した実際のパンフレット合戦も忘れてはならない<sup>58</sup>。スペインでも王は1634年夏以降〔フランスとの〕戦争を不可避と考え、スペイン、イタリア、ネーデルラントで自由にできる総勢10万の軍隊を動員した<sup>59</sup>。別の紛争が解決された後に、普遍主義的要求の競争者が実際に戦争を引き延ばす推進者と認識されるようになったのだった。

しかしフランスの公的介入は戦争の女神をすぐには転向させず、そのためにはほぼ10年を必要とした。新たな部隊の動員に成功した時、軍事史家は好んで「新兵」と呼ぶが、それに対して彼らは何も持たない「未熟兵」で、フランスの軍事組織や戦術は過去もその時も叱責されるものであった。17世紀には定員と実員が異なるのが慣例であったことに負けず劣らず、これに基づきフランス軍の割り当て数も戦場におけるよりも紙上の方で多く見立てられ、同様に全軍の実数は恐らく10万以上であったが、この国軍は戦線が多数存在する戦争に差し当たり現れることはなかった。一時的に戦争の推移は完全に介入主義者〔フランス〕の地に戻され、その首都にも危険が迫った。しかしながら近年最高の専門家による案内に従えば「限界まで行き着いた」フランスの戦費も最悪の事態は妨げ、数年の浮き沈みの後、最後には明らかに勝利の女神がほほ笑む印象も与えたのだった<sup>60</sup>。

フランスの最初の大成功は元はスウェーデンの友軍から引き抜かれた軍勢によってもたらされた。帝国諸侯位を持つ熟練の傭兵隊長ベルンハルト・フォン・ヴァイマルはフランスの依頼でブライザッハ要塞を包囲し、救援部隊をすべて撃退して要塞とアルザスの支配権を手に入れた。この土地を自身とフランスのどちらのために獲得したのか正しく明らかにされる前の1639年に彼は死亡し、彼の軍と占領地がフランス王の手元に残され、王はそれを手放さなかった<sup>61</sup>。その上フランスはハプスブルクからの離脱者を支援することができたが、ネーデルラン

トだけでなく、カタルーニャ等族の反乱とポルトガルの独立の両方ともリシュリユーは決然と支援し、そして皇帝に対する帝国等族の反対派は状況に応じて協力を求めようとしたのだった。1643年にフランス軍が誉れ高きスペイン歩兵隊をフランドルのロクロワで撃退したその時が転換の始まりであり、1647年にはハプスブルクの軍事的地位は決定的にぐらついていた。皇帝の強力な信奉者であるバイエルン選帝侯マクシミリアンも敗北し、いまや皇帝と帝国に和平を急ぎ立てていたことは、フランスの成功を決定づけた。

フランスはこの戦争から、とりわけ将来的な交換を意味するアルザスにおける権原及び10都市という利益を手に入れた<sup>62</sup>。しかし本当のフランスの成果はまさに競争者ハプスブルクの失敗と彼らの連合の解体であった。ネーデルラントに独立をもたらす最終的な解放と最後には国民国家スペインのみが残された他地域の脱落によるだけではない。より重要なことは、スペイン王家の統一性の粉碎であり、そのことは1642年に死亡したリシュリユーでさえほとんど実現可能とみなしてはいなかった。優勢な武力の圧力の下、厭戦に陥った帝国に強いられて、皇帝はヴェストファーレン条約を単独講和として締結し、スペインの親戚はさらに10年以上単独でフランスと戦争を継続させられた。それはハプスブルク普遍主義の退位、及びあらゆる特殊形態や撤退戦<sup>iv</sup>にもかかわらず、主権的個別国家からなるヨーロッパの現実化を意味した。

この成果は多くの歴史家にフランスで意図されたものであったと判断させた<sup>63</sup>。防衛的に組まれた政策とスペインに対する自由を求める運動の支援が、リシュリユー自身と彼を支えた公法学者たちの目標設定だったと取り違えられたが、それは防衛的でも自由でもなかった。むしろどんな公式、非公式の言葉もフランス王権の格別な地位で満たされていた。それは第一位の、最も古き、最良の、最もキリスト教的、包括的な王として、他の主権者には認められない事、即ち他者の臣民に有利となるよう介入することが許された。例えばフランスは帝国等族の場合には古き保護権を行使したり、ネーデルラント、ポルトガル、カタルーニャで試す価値のある法的根拠を有しているとされ、それはフランス王が仲裁者の役割を果たさねばならぬとされたからであった<sup>64</sup>。あるいは「不法占拠された」王領の返還要求と奪還〔で満たされていた〕。フランスの勤勉な法曹家たちはヨーロッパの半分かそれ以上をそれに数え上げていた。というのもフランスにおいて王はサリカ法に従いその管理人に過ぎず所有者ではないので、本来決して何も処分され得るものはないからである。いわばフランスは合法性の疑わしい純然たる私的支配に対して唯一真正の国家であると宣言したのであった<sup>65</sup>。ひょっとするとその際、国家という機関を私法や個人道徳の上位に置く国家理性の理論を想起するかもしれないが、これはその特異な移行形態としてむしろ多くの場合「普遍理性」と呼ばねばなるまい<sup>66</sup>。ここではどんな個別的な法形態も軽業的論法も言葉通り受け止められないに違いないが、しかし恐らく、H. ヴェーバーが帝国に対するフランスの政策に目を向けた際に、次のように描写したような綱領的基本合意をその背後に見るであろう。「リシュリユー自身にとってこのことは国民国家を目指した権力政治を意識したものではなかったであろう。彼の考えはむしろ、最も信仰深き王から普遍主義と帝国思想へと駆り立てられた理念によって多くが導き出されていた<sup>67</sup>。」まさしくこの普遍主義と帝国思想の形態が三十年戦争を決着させるのを極めて困難にさせたことは見逃せないという点で同意できる。実際また、リシュリユーがその主君を誰よりも強大で最高位にある

<sup>iv</sup> 原文では“Nachhutgefechte” 即ち後衛部隊の戦闘。ハプスブルク普遍主義の残滓となるその後の権威回復闘争とその目的が最終的に成就しなかったことを譬えた表現と解釈できる。

とみなそうとした——「世界で最も強大な帝王にして最も評判高き君主(*le plus puissant monarque du monde et le prince le plus estimé*)<sup>68</sup>」——ように、この前近代の、いまだ複数形では知られようとしていない「世界強国へのつかみ」は、依然として近代的な帝国主義諸国が折り合う見込みの背後に居残り続けたのであった。一人だけがつくことの許される世界ランキング1位をめぐる壮大なゲームは、最後には戦場で決着がつけられることになった。あるいは同時代の概念で言うならば、「戦争劇場(*Theatrum belli*)」が「先争劇場(*Theatrum praecedentiae*)」を判定したのだ。

しかしながらヴェストファーレン条約はリシュリューにとってもこの観点の下で死後に送られた勝利というわけではなかった。なぜならフランスはまさにこの試みをルイ14世の下で最終的に再び敢行する最良の出発条件を獲得したとはいっても、フランス王の講和条約締結は、何らかの優先的な地位が承認されたわけでも、実質的にヨーロッパにおける格別な優先的地位をもたらしたわけでもなかったからである。それは敵対者が対等に留まっただけでなく、むしろ自身の同盟者がさらに強力だったせいである。

というのもフランス政治は差し当たり援助金で支援した格下スウェーデンを「最も信仰深き」王の単なる補助国として扱うことを好んだが、連戦連勝と軍事的存在感、公衆に広まった伝説的名声を備えたグスタフ・アドルフ一人をほとんどつなぎとめることはできなかった。最高指揮権を求めるフランスの要求は1632年のグスタフ・アドルフ死後再び交渉を妨げたが、すでに完全に時代遅れとなっていた。戦争晩年の最終局面の重大なドイツの戦場では、フランスに対して2倍以上多くの傭兵たちがスウェーデンの命令に従い、広範な地域に展開していた<sup>69</sup>。さてもいっそう大きかった。〔フランスが〕待望した補助国は、大国時代に突入して自らを好戦的な活力で覆い尽くし、フランスに匹敵する綱領を掲げたのであった。

## 原注

<sup>1</sup> Vgl. M. Bohatcová Hg., Irrgarten des Schicksals: Einblattdrucke vom Anfang des Dreißigjährigen Krieges, Prag 1966.

<sup>2</sup> Spanisch Mucken Pulver. Spanien王やそのカトリック支持者に抵抗する何者かが想定されている。Ein außführlicher schöner Discurs, was gestalt sich Spanien... von 100 Jahren hero manigfältig unterstanden... o.O. 1620. Microfiche-Edition Flugschriftensammlung Gustav Freytag, Frankfurt Nr. 4994.

<sup>3</sup> Flugschriftensammlung Freytag Nr. 5, 297.

<sup>4</sup> Mucken Pulver, 4: »langgesuchte universal Monarchy«. Vgl. besonders den 4. Discurs gegen die »General Spanisch Monarchiam über die gantze Welt«, 73ff.

<sup>5</sup> Vgl. J. Burkhardt, Frühe Neuzeit, Königstein 1985, 11-34, u. ders. Frühe Neuzeit, in: Fischer-Lexikon Geschichte, Hg. R. van Dülmen, Frankfurt 1990, 364-85.

<sup>6</sup> Mucken Pulver, 74f.

<sup>7</sup> Ebd., 108.

<sup>8</sup> Ebd., 88f.

<sup>9</sup> T. Campanella, Von der spanischen Monarchy oder außführliches Bedencken, welcher massen von dem König in Hispanien zu nunmehr lang gesuchter Weltbeherrschung (...) allerhand Anstalt zu machen sein möchte (...) o.O. 1620. Flugschriftensammlung Freytag Nr. 4926. Vgl. Bezugnahme im Mucken Pulver, 75. Zum Hintergrund Bosbach, 74, 90, 100.

<sup>10</sup> Quellenproben bei Burkhardt, Frühe Neuzeit, 1985, 53f.

- 
- <sup>11</sup> Vgl. Martens, Maximilian (1.1. Anm. 17), 113; E. Ekman; Das dänische Königsgesetz, in: W. Hubatsch Hg., Absolutismus, Darmstadt 1973, 232. Anm. bei Burkhardt, Frühe Neuzeit, 1985, 198.
- <sup>12</sup> Vgl. zusammenfassend H. Lutz, Reformation u. Gegenreformation, München 1979, 54-61 u. 142-45.
- <sup>13</sup> Bosbach, Monarchia Universalis. Daraus das 5. Kapitel auch als: Ders., Die Habsburger u. die Entstehung des Dreißigjährigen Krieges. Die »Monarchia Universalis«, in: K. Repgen Hg., Krieg u. Politik 1618-1648, München 1988, 151-67.
- <sup>14</sup> Vgl. H. Lutz, Christianitas, P. Blet, sowie F. Bosbach, Papsttum u. Universalmonarchie im Zeitalter der Reformation, in: HJb 107, 1987, 44-76.
- <sup>15</sup> Vgl. J. Burkhardt, Abschied vom Religionskrieg, Tübingen 1985. Darin: Abschied vom padre comune, 369-74.
- <sup>16</sup> Vgl. die oben genannten Titel von Straub, H. Weber und Barudio.
- <sup>17</sup> バルディオによる熟慮された書評における的を得た批判を見よ。Teutscher Krieg durch W. Weber, in: ZHF 15, 1988, 117-19.
- <sup>18</sup> Schormann, Friede, 78.
- <sup>19</sup> ラッソフ (Rassow) とブランディ (Brandi) のかつての論争については以下を参照。H. Lutz, Reformation, 142ff. 新しい観点については、J. Engel, Republica christiana, u. H. Wiesflecker, Kaiser Maximilian I., 5 Bde., München 1971-1986, Bd. 1, 11ff., Bd. 5, 614ff.
- <sup>20</sup> Vgl. D. Mertens, Geschichte u. Dynastie – zu Methode u. Ziel der »Fürstlichen Chronik« J. Mennels, in: K. Andermann Hg., Historiographie am Oberrhein im späten Mittelalter u. in der Frühen Neuzeit, Sigmaringen 1988, 121-53.
- <sup>21</sup> So Saavedra Fajardo, vgl. Straub, Pax, 72.
- <sup>22</sup> Vg. I. A. Maravall, El concepto de monarquía en la edad media española, in: Estudios de historia del pensamiento español. R. Menéndez Pidal, Los Godos y la epopeya española, Madrid 1969<sup>2</sup>, und zusammenfassend Straub, Pax, 24, 48, 56.
- <sup>23</sup> Vgl. Parker, Army, 50-79.
- <sup>24</sup> Straub 121.
- <sup>25</sup> Vgl. P. Brightwell, Origins, sowie ders., Spain and Bohemia: the Decision to Intervene 1619, in: European Studies Review 12, 1982, 117-41, u. 371-99.
- <sup>26</sup> Straub, Pax, 150.
- <sup>27</sup> Elliott, Policy, 188.
- <sup>28</sup> P. Brightwell, The Spanish System and the Twelve Years' Truce, in: European History Review 89, 1974, 270-92.
- <sup>29</sup> Elliott, Imperial Spain, 316ff.
- <sup>30</sup> Elliott, Policy, 189.
- <sup>31</sup> Ebd., 190.
- <sup>32</sup> Las Lanzas, Museo del Prado, Kat. 1172.
- <sup>33</sup> Straub, Pax, 316.
- <sup>34</sup> Vgl., Bosbach, Monarchia Universalis, 165.
- <sup>35</sup> Parker, Dreißigjähriger Krieg, 180.
- <sup>36</sup> シュトラウプによる非難、Pax, 126.

- 
- <sup>37</sup> H. Langer, Reichszustände im Spiegel dänischer Gesandtschafts- u. Residentenberichte in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts, in: Jb. für Regionalgeschichte 15, 1988, 99-107. Zitat 103.
- <sup>38</sup> 1642年11月22日付、リシュリユーとの交渉のためにヘルバーシュタイン (Herberstein) に宛てた極秘指令。APW Nr. 24, 387.
- <sup>39</sup> Mecenseffy, 84.
- <sup>40</sup> Ebd., 85.
- <sup>41</sup> H. Lutz, Friedensideen u. Friedensprobleme in der Frühen Neuzeit, in: Friedensbewegungen: Bedingungen u. Wirkungen, Hg. S. Heiss u. ders., Wien 1984, 28-54: 31.
- <sup>42</sup> Vgl. E. Hinrichs, Fürstenlehre u. politisches Handeln im Frankreich Heinrichs IV., Göttingen 1969.
- <sup>43</sup> »Venant à bout de son dessein, elle conserve avec réputation à cette couronne le glorieux titre que ce grand monarque son epoux lui avoit acquis d'arbitre de la chrestienté«. Richelieu, Lettres, instructions diplomatiques et papiers d'Etat, Hg. Avenel, Bd. I, Paris 1853, 213.
- <sup>43a</sup> Vgl. A. Wild Hg., Les papiers de Richelieu. Section politique extérieure. Empire Allemand, Bd. I, Paris 1982, Nr. 34(1624), 66(1625), 104(1626), 211(1627)
- <sup>44</sup> Vgl. Albertini, 185.
- <sup>45</sup> Zitate bei Elliott, Foreign Policy, 198; Burkhardt, Frühe Neuzeit, (1985), 153(Avis 1632); Weber, Richelieu, 318(Avis 1629).
- <sup>46</sup> Vgl. Straub, 322 mit Weber, Frankreich.
- <sup>47</sup> Straub, 50.
- <sup>48</sup> Vgl. Straubs' stilisierte Gegenüberstellung von »Pax et Imperium« oder »Pax et Libertas«, aber auch die Erkenntnisansätze von Elliot und H. Weber zur Parallelität ihrer Helden im Diskussionsbericht von Repgen, Krieg u. Politik, 339-42.
- <sup>49</sup> Vgl. Wollenberg, 9.
- <sup>50</sup> Vgl. die Frankreich in der Defensive sehenden Arbeiten von V. Tapié, La politique de la France et le début de la guerre de trente ans, Paris 1934, und G. Pagès, La guerre de trente ans, Paris 1939.
- <sup>51</sup> Vgl. aneinander vorbeiarargumentierend G. Parker, The Spanish Road, 50-79; Straub, Pax, 121.
- <sup>52</sup> G. Hanotaux Hg., Maximes d'état et fragments politiques du Cardinal de Richelieu. Collection de documents inédits sur l'histoire de France, Mélanges historiques, Bd. 3, Paris 1880. Darin: Maximes et papiers d'Etat, Fragmente Nr. xxvi, xxx u. xxxii.
- <sup>53</sup> Dickmann, Rechtsgedanke, 52; Weber, Richelieu, 48.
- <sup>54</sup> Weber, Frankreich, 394f.; ders., Richelieu, 48; ders., Krieg, 317.
- <sup>55</sup> APW Ser. I, Bd. I, 1962, 18ff., aber relativierend K. O. v. Aretin, Frankreich u. der Entschluß zum Eintritt in den Dreißigjährigen Krieg. Die geheimen Verhandlungen des kaiserlichen Diplomaten Graf Schönburg in Paris, in: FS H. Gollwitzer, Münster 1982, 47-59.
- <sup>56</sup> Weber, Frankreich; ders., Krieg, 216.
- <sup>57</sup> Vgl. zur politischen Bedeutung der Schlacht: das Ries, Historischer Verein für Nördlingen und das Ries Jb. 27: Friden ernährt – Krieg u. Unfrieden zerstört. 14 Beiträge, Nördlingen 1985.
- <sup>58</sup> Devèze, 153-70.
- <sup>59</sup> Vgl. R. A. Stradling, Olivares and the Origins of the Franco-Spanish War 1627-1635, in: English Historical Review 101, 1986, 68-94, 90.
- <sup>60</sup> Zitat R. J. Bonney in Parker, Der Dreißigjährige Krieg (Vorrede), 232. (Lit. II. 2).

- 
- <sup>61</sup> Vgl. C. J. Burckhardt, Richelieu, Bd. 3, München 1967, 272ff.
- <sup>62</sup> Vgl. G. Livet, L'intendance d'Alsace sous Louis XIV. 1648-1715, Straßburg 1956.
- <sup>63</sup> とりわけ J. エンゲルは元々国際法的に提起した分析の中でそのように述べている。J. Engel, 348-59. フランス研究における時代遅れの防衛的リシュリュー像については、vgl. Weber, Richelieu, 305.
- <sup>64</sup> Vgl. Albertini 128-36 und Dickmann, Rechtsgedanke, 40-47.
- <sup>65</sup> Vgl. ebd., 52-70. G. Barudio, Das Zeitalter des Absolutismus u. der Aufklärung, Frankfurt 1981, 93. 本来的に「家産的な」絶対主義によって美化されたこのフランス「基本法」と異なり、ディックマンはそれを内外に向けた攻撃的な力学として認識できると判断している。
- <sup>66</sup> Vgl. W. F. Church, Richelieu and Reason of State, Princeton 1972. この概念のキリスト教的系譜はひょっとすると普遍的な含意を必ずしも含んでいない。
- <sup>67</sup> Weber, Krieg, 320.
- <sup>68</sup> Avis 1629, in: Richelieu, Mémoires, Paris 1629, 14.
- <sup>69</sup> ロバーツによる数値を参照。Roberts, in: Parker, der Dreißigjährige Krieg, 237.